

太田市顧問弁護士相談実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の行政執行に係る法律的問題を顧問弁護士による専門的な助言及び指導により適切かつ迅速に処理し、行政執行の円滑化を図ることを目的とする。

(相談の対象範囲)

第2条 相談の対象範囲は、公務の執行に関連のある事項で次に掲げるものとする。

- (1) 法律相談（紛争に関する相談を含む。）に関する事。
- (2) 契約書その他の書類作成に関する事。
- (3) その他総務課長が適当と認めた事。

(相談の方法)

第3条 顧問弁護士に相談しようとする者（以下「相談者」という。）は、顧問弁護士と相談の日時、場所等を調整するものとする。

- 2 相談者は、前項の規定による調整の後、顧問弁護士相談申請・報告書（別記様式）を顧問弁護士に提出し、相談を受けるものとする。

(相談の報告)

第4条 前条の規定により相談した者は、顧問弁護士が署名した顧問弁護士相談申請・報告書に相談の結果を記入し、総務課長に提出するものとする。

- 2 第2条第1号に規定する紛争に関する相談をした者は、前項の規定による総務課長への顧問弁護士相談申請・報告書の提出とは別に、副市長へ相談結果を口頭又は書面で報告するものとする。

(庶務)

第5条 顧問弁護士相談に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。